

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十九条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（副次的に発する電波等の限度）
第二十四条 「1～29 略」

30 衛星基幹放送の受信装置については、第一項の規定に加え、次の表のとおりとする。こ

の場合において、次の表に掲げる周波数帯における副次的に発する電波の限度の測定は、
総務大臣が別に告示する方法により行うものとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
二、二二四・四一MHz以上	任意の三三・七五六一MHzの帯域幅における平均電力が
三、二二三・二五MHz未満	(一) 四九・一デシベル (二) ミリワットを○デシベルとする。(以下) 以下の値

（副次的に発する電波等の限度）
第二十四条 「1～29 同上」
〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際に現に設置されている衛星基幹放送の受信装置が副次的に発する電波の限度については、当分の間、なお従前の例によることができる。